

輝く横浜起業家プロモーション事業参加者募集事務要綱

制 定 令和8年8月24日 経イ第377号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 本要綱は、横浜市内の起業家支援の一環として実施する「輝く横浜起業家プロモーション事業」に関し、参加者募集事務に必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 創業

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業届出により、新たに事業を開始する場合

イ 新たに法人設立し、事業を開始する場合

（2） 市内事業者等

創業した市内事業者及び、将来的に市内を拠点にした事業展開を見込んでいる事業者

（3） 輝く横浜起業家プロモーション事業

集客力のある百貨店等と連携し、市内事業者等と百貨店との商談機会を創出することにより、市内事業者等の BtoC 販路の開拓・拡大を促進し、事業成長の契機となる場を創出することを目的とする事業

（4） 店舗

横浜市と「輝く横浜起業家プロモーション事業」において協定を締結した市内百貨店または市内大型商業施設

（5） プロモーションウィークス

各店舗にて開催する「輝く横浜起業家プロモーション事業」のイベント及びその期間の総称

（6） 出店者

プロモーションウィークスに出店することが決定した市内事業者

（7） マッチングイベント

各店舗がプロモーションウィークスへの出店者を決定する会

（8） 参加者

マッチングイベントへの参加が決定した市内事業者

（募集対象者）

第3条 本要綱におけるマッチングイベントの募集対象者は、創業から10年以内の事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1） 市内に本社・本店等を置いている事業者

（2） 将来的に市内を拠点にした事業展開を見込んでいる事業者

（3） その他市長が認めるもの

2 前項に規定する募集対象者は、次の各号の全てを満たさなければならない。

（1） 申請時点で創業していること

（2） 商品・サービスの販売等の実績があること

（3） 自身の商品・サービスを紹介するホームページ等があること

- (4) 商品・サービスの販売に係る法令等を遵守できること
 - (5) その他市長が認めるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、同一又は同一と認められる事業内容によるマッチングイベントへの参加は、「輝く女性起業家プロモーション事業」における令和3年度から令和7年度までの参加実績を含め、通算3回を限度とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、募集対象者として除外する。
- (1) 法人にあっては、大企業又はみなし大企業である者
 - (2) 宗教・政治団体又は宗教活動・選挙活動を行なう者
 - (3) 公序良俗に反する者
 - (4) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する者
 - (5) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下、この項において同じ。）に該当する者
 - (6) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がある者
 - (7) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者
 - (8) その他市長が適当でないと認める者

（実施内容）

第4条 本要綱におけるプロモーションウィークスの内容は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 店舗が指定した期間・場所での商品・サービス販売イベント
- (2) 店舗が指定した日又は期間での講座イベント
- (3) その他店舗が市内事業者の事業をPRするために開催するイベント

（応募申請）

第5条 マッチングイベントの参加希望者は、横浜市が定める電子フォーム等により、次に掲げる事項及び書類を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 役員等氏名一覧
- (2) 事業計画書（商品情報等）
- (3) 個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書等の写し、法人にあつては発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（マッチングイベントへの参加）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、資格、要件及び第4条各号のイベントとの適合性等を総合的に勘案し、マッチングイベントへの参加の可否について決定する。なお、本事業への応募に関し必要な事項は、別に定める募集要項による。

- 2 市長は、前項の参加の可否について、参加可と決定した場合は、「輝く横浜起業家プロモーション事業」マッチングイベント参加決定通知書（第1号様式。以下「参加決定通知書」という。）により、参加不可と決定した場合は「輝く横浜起業家プロモーション事業」マッチングイベント参加不可決定通知書（第2号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

(プロモーションウィークス出店者の決定)

第7条 出店者は、原則参加者の中から、マッチングイベントを通じた店舗の意向を踏まえて決定するものとする。

2 その他、出店者の決定に関し必要な事項が発生した場合は、横浜市と店舗と協議することとする。

(参加の取下げ)

第8条 参加者は、参加決定通知書の交付を受けた後に、本事業への参加を取り下げる場合は、「輝く横浜起業家プロモーション事業」参加申請取下申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する参加申請の取下げの期日は、原則として参加者が参加決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請の取下げがあったときは、「輝く横浜起業家プロモーション事業」参加申請取下承認通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。

(事業内容等の変更)

第9条 参加者は、第5条に規定する申請事項に変更が生じた場合は、変更後速やかに「輝く横浜起業家プロモーション事業」事業内容等変更申請書(第5号様式。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、「輝く横浜起業家プロモーション事業」事業内容等変更承認通知書(第6号様式)により、参加者に通知するものとする。

(参加決定の取消等)

第10条 市長は、出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加の決定を取り消すとともに、参加の停止を命じることができる。

(1) 事業を中止したとき

(2) 偽り或其他不正の手段による申請をしたとき

(3) 第3条第4項各号のいずれかに該当するとき

(4) その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が付した参加条件に違反したとき又は重大な不正等の行為があり、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の取り消し決定をし、参加の停止を命じるときは、「輝く横浜起業家プロモーション事業」マッチングイベント参加決定取消通知書(第7号様式)により申請者に通知する。

3 市長は、申請者が本条第1項各号(第1号を除く。)に基づく取消し決定を受けた日から2年を経過していない場合は、参加申請を受け付けないものとする。

(プロモーションウィークスへの出店費)

第11条 出店者に対する第4条各号のイベントへの出店費(プロモーションウィークスに係るものに限る。)は、店舗がイベント出店料等として必要と判断した場合のみ発生するものとする。

2 前項における出店費が発生した場合、当該出店費は店舗から出店者に請求するものとする。

3 出店費については、全て出店者の負担とし、その原因を問わず、横浜市に対し当該請求をすることはできない。

(損害賠償)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合において、生じた損害について、横浜市は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

- (1) 横浜市による参加決定の取消し等又は、出店者若しくは店舗の都合による出店の取りやめにより、参加者に損害が生じた場合
- (2) 参加者がマッチングイベント開催中に又は出店者がプロモーションウィークス期間中に、故意又は過失により、第三者に損害を及ぼした場合

2 前項第 2 号の場合において、参加者又は出店者は、自らの責任と負担において当該損害を賠償するものとする。

(調査協力)

第 13 条 市長は、必要に応じて参加者に対し、店舗や店舗以外の場での出店等の状況について、当該年度の輝く横浜起業家プロモーション事業終了後も調査協力を求めることができる。

(警察本部等への確認)

第 14 条 市長は、必要に応じ参加者等の構成員等についての、第 3 条第 4 項第 4 号から第 7 号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、輝く横浜起業家プロモーション事業の実施に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 9 月 7 日から施行する。

第1号様式（第6条第2項関係）

経イ第 号
年 月 日

様

横浜市長

「輝く横浜起業家プロモーション事業」マッチングイベント参加決定通知書

年 月 日に申請のありました輝く横浜起業家プロモーション事業にかかるマッチングイベント参加につきましては、輝く横浜起業家プロモーション事業に係る参加者募集事務要綱第6条第1項に基づき、参加を決定しましたので、同条第2項により通知します。

（担当）

第2号様式（第6条第2項関係）

経イ第 号
年 月 日

様

横浜市長

「輝く横浜起業家プロモーション事業」マッチングイベント参加不可決定通知書

年 月 日に申請のありました輝く横浜起業家プロモーション事業にかかるマッチングイベント参加につきましては、輝く横浜起業家プロモーション事業に係る参加者募集事務要綱第6条第1項に基づき、参加を不可と決定しましたので、同条第2項により通知します。

○不可決定理由

(担当)

第3号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

「輝く横浜起業家プロモーション事業」参加申請取下申請書

（申請先）
横浜市長

（申請者）
住所
氏名
連絡先

年 月 日付で申請しました輝く横浜起業家プロモーション事業への参加については、輝く横浜起業家プロモーション事業に係る参加者募集事務要綱第8条第1項に基づき申請を取り下げます。

○取下げ理由

第4号様式（第8条第3項関係）

経イ第 号
年 月 日

様

横浜市長

「輝く横浜起業家プロモーション事業」参加申請取下承認通知書

年 月 日に受理した、参加取下申請につきまして、承認しましたので、輝く横浜起業家プロモーション事業に係る参加者募集事務要綱第8条第3項に基づき通知します。

(担当)

第5号様式（第9条第1項関係）

年 月 日

「輝く横浜起業家プロモーション事業」事業内容等変更申請書

（申請先）
横浜市長

（申請者）
住所
氏名
連絡先

年 月 日経イ第 号で参加決定を受けた事業内容等について、次のとおり変更します。

○変更内容

第6号様式（第9条第2項関係）

経イ第 号
年 月 日

様

横浜市長

「輝く横浜起業家プロモーション事業」事業内容等変更承認通知書

年 月 日に受理した、事業内容等変更申請につきましては、審査の結果、承認しましたので、輝く横浜起業家プロモーション事業に係る参加者募集事務要綱第9条第2項に基づき通知します。

(担当)

第7号様式（第10条第2項関係）

経イ第 号
年 月 日

様

横浜市長

「輝く横浜起業家プロモーション事業」マッチングイベント参加決定取消通知書

年 月 日経イ第 号で決定しました、輝く横浜起業家プロモーション事業にかかるマッチングイベント参加につきましては、輝く横浜起業家プロモーション事業に係る参加者募集事務要綱第10条第2項に基づき、取消を決定したことを通知します。

○取消決定理由

(担当)